

役員のための財務税務会社法ニュース マネジメント・レポート

今回のテーマ： 為替相場が大きく変動する際の影響

1ドルが120円台となり、2012年後半の70円台と比較すると大幅に円安になっています。
税務上、個人・法人において、為替相場変動に留意すべき主な事項は、つぎのとおりです。

1. 個人

外貨建資産等が、円建資産に交換されていなくとも、同一性を保持しない他の資産に交換された場合は、「取引日」に為替差損益を認識します。

項 目	内 容	取引における 為替認識
外 国 通 貨	①外貨建預貯金の預け入れ及び払い出しが行われた場合 (同一の外国通貨を継続して保有すること)	×
	②保有する外国通貨を他の外国通貨に交換した場合 (米ドルからユーロへ交換 等)	○
	③外貨建預貯金を払い出して他の資産(不動産や金融資産など)を購入した場合	○
外 国 株 式 (株 式 投 信)	①譲渡した場合 (為替差損益は、譲渡損益に含まれる)	○
外 国 債 券 (公 社 債 投 信)	①譲渡(中途解約含む)した場合	×(※)
	②満期償還された場合 ・同一通貨かつ取得額と同額により償還(外国通貨ベースで判定)	×
	・上記以外	○

※ 2016年1月1日より、課税対象予定。

2. 法人

外貨建取引は個人と同様に為替差損益を認識しますが、法人の所有する外貨建資産等につき「決算日」に為替差損益を認識する場合があります。

項 目	内 容	決算日におけ る為替認識
外 国 通 貨	決算日の為替相場により為替差損益を認識(翌期に洗替処理)	○
外 貨 預 金 外 貨 建 債 権 債 務	①短期(決済日や満期日が翌期首から1年以内に到来するもの)	○
	②長期(上記①以外のもの)	×
外 国 有 価 証 券	①売買目的	○
	②売買目的外(償還期限・償還金額の定めがある場合)	△(※1)
	③売買目的外(上記以外)	×
外 国 不 動 産	取得時に取得日の為替相場により換算	×
デ リ バ テ ィ ブ	①原則 時価評価換え(翌期に洗替処理)	○
	②特例・為替予約により決済額が確定している場合	△(※2)
	・繰延ヘッジ処理によりデリバティブの評価損益をB/Sに表示している場合 ・金利スワップの特例処理により利息の受払処理のみしている場合	×

※1 決算日に使用する換算レートは、取得日と決算日のいずれかを選択することができます。

※2 (取得日の円貨額-為替予約による円貨額)を期間按分した金額が為替差損益として課税対象。

お見逃しなく!

1. 外貨建資産の譲渡等だけでなく、外貨建債務(借入金等)の返済についても、為替差損益を認識します。
2. 会計・税務上、円換算方法が異なることがあるため、取引ごとに円換算方法を再点検する必要があります。